

病院・診療所の皆様へ

健康増進法の一部改正のお知らせ

望まない受動喫煙をなくすため すべての施設で、禁煙措置等の対策が義務づけられます

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、すべての人にとりマナーからルール（法律による規制）へと変わります。

施設には第一種施設と第二種施設がありますが、

病院・診療所は、第一種施設に分類され、今年7月1日施行です。

患者等が利用する**第一種施設**は、屋内及び屋外のすべてが**原則敷地内禁煙**となり、**禁煙エリアに灰皿等を設置できなくなります**。

例外的に**屋外に喫煙場所を設置する場合**※1は、受動喫煙を防止するため、次の要件を満たす必要があります。

- ①喫煙場所は喫煙のために立ち入る場合以外、**通常立ち入らない場所に設置すること**
- ②喫煙場所がパーテーション等により**区画されていること**
- ③喫煙場所である旨の**標識を掲示すること**
- ④**20歳未満の来客者、従業員などは喫煙場所へ立入させないこと**

これらを遵守できない場合に対しては、**罰則**が設けられています。

※1 屋内では喫煙ができなくなります。ただし、**個人住宅(居宅エリア)**は適用除外

※2 **通常立ち入らない場所がない場合は喫煙場所を設けることはできません**。

なお、屋外に喫煙場所を設置する場合は、近隣の施設等に配慮をする必要があることや、敷地内に駐車中の自動車内での喫煙は規制の対象となることなど 注意が必要です。

詳しくは厚生労働省、島根県のホームページをご覧ください。内容をご理解の上、法令を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

相談窓口（問い合わせ先）：**県内各保健所**

島根県：たばこ対策 <https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/kenko/tabacum/>

厚生労働省：受動喫煙対策 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

なお、次のホームページに制度が分かりやすく説明してありますので参考にしてください。

千葉県：受動喫煙対策 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/tabako/jyudoukitsuen.html>